



第2回 多摩シルバーハウス ふれあいフェスティバル

開催しました！

後援 八王子市
八王子市社会福祉協議会



介護食・非常食試食コーナーと
起震車による地震体験



楽しいステージ観賞



5月21日、第2回ふれあいフェスティバルが開催されました。晴天にも恵まれ多くの方にご参加いただき、とても賑やかな一日となりました。災害時の福祉避難所としての施設紹介も兼ねており、すいとん汁やフランクフルト等、フードコートのガスは全て災害用バルクと燃焼機器ユニットを使用しました。



お茶会



5月31日初夏のお茶会が開かれました。近隣に咲く野花を摘んで、会場を飾り付けました。茶道には「心をこめる、本質を見極め、季節感を大切に、いのちを尊び、ゆとりをもち、やわらかい心を持ち、たがいに尊重しよう」のが大切だという教えがあるそうです。何て素敵な教えでしょう。



重要 更新手続きについてのご案内

<負担限度額認定の更新手続きについて>

この制度は世帯の全員が住民税非課税の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計金額が基準額に該当する方を対象とした食費、居住費の減額制度です。この負担限度額認定の更新期限が近づいているので(有効期限平成29年7月31日)すでに認定を受けていた方で更新手続きがまだお済でない方と新たに該当する方は、お早めに更新と申請の手続きをして下さい(施設に申請書が届いている方につきましては同封させていただきます)。手続きが済んでいないと、全額自己負担になってしまいます。また、新しい負担限度額認定証がご自宅に届いた場合は、必ず施設の方へご提出ください。

<介護保険負担割合証について>

介護保険負担割合証の適用期間の終了日が7月31日となります。市区町村から新しい負担割合が記された証(負担割合証)が交付されます。こちらもご自宅に届きましたら、必ず施設の方へご提出ください。